

平成31年度版 (2019年4月から2020年3月まで) 五所川原市 家庭ごみ収集カレンダー

P-2
コース


市浦地区 [十三・磯松・脇元]


P-2

ごみの分別やし方は、「家庭ごみ分別表(保存版)」を確認してください。


※「家庭ごみ分別表(保存版)」を紛失した等の場合は、環境対策課(金木・市浦は総合支所窓口)で配布いたします。

 **燃やせるごみ**
(生ごみ、紙、木、布、草)

 **燃やせないごみ**
(ガラス、せともの、
ゴム、蛍光灯、電池等)

 **プラスチック類リサイクル**
(プラスチック容器、包装フィルム、
ポリ袋、発泡スチロール類、フタ等)

 **資源リサイクル**
(ペットボトル、びん、缶)

 **紙・金属・小型電子機器等リサイクル**
(新聞・チラシ、ダンボール、紙パック、雑誌・本・雑紙、
小型家電製品、携帯電話、金属類等)

2019年4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2020年1月

日	月	火	水	木	金	土
			休1み	休2み	休3み	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

5月

※年に1度の**不燃系粗大ごみ**の無料回収は、5月から7月にかけて実施します。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2020年2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

注：(休み) **年末年始**はごみの受入れ施設が休止となり、ごみの収集も休みになりますのでご理解とご協力をお願いします。

※2020年度版カレンダーの発行は2020年2月25日頃を予定しています。

2020年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

「お願い」
①指定ごみ袋には必ず**町名・氏名(世帯主の名前をフルネーム)**を記入してください。
②収集日の**朝8時まで**に集積場所に出してください。
③分別がきちんとされていない等、ルール違反のごみは**収集しません**のでご了承ください。

お問い合わせ

五所川原市役所 民生部 環境対策課 TEL 35-2111
<http://www.city.goshogawara.lg.jp>

「廃棄物処理法」により、廃棄物の「**不法投棄**」と「**野焼き**(ドラム缶など基準を満たさない焼却炉による廃棄物の焼却を含む)」は禁止されています。(5年以下の懲役又は1,000万円(法人は3億円)以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。)